



スカパーJSAT

SAD-X3-21-001

ExBirdサービス 料金表

第7版
(令和3年8月)

スカパーJSAT株式会社

ExBirdサービス料金表 目次

通 則	1
1 料金の適用	1
2 料金表の変更	1
3 料金の計算方法	1
4 消費税相当額の加算	1
5 料金の減免	1
6 月額料金の日割	1
7 端数処理	2
8 料金等の支払期日	2
第1表 月額サービス利用料	3
1 適用	3
2 データプラン及びデータ通信プラン月額サービス利用料の額	7
3 音声プラン月額サービス利用料の額	7
4 インターネット接続プラン及びインターネットプラン月額サービス利用料の額	8
5 ゲートウェイ接続プラン月額サービス利用料の額	8
6 BCPプラン月額サービス利用料の額	8
7 カスタムオーダープラン及び専用プラン月額サービス利用料の額	9
8 EMIS接続利用時の利用料の額	10
第2表 終日障害受付サービス利用料	11
1 適用	11
2 終日障害受付サービス利用料の額	11
第3表 VSAT登録料	12
1 適用	12
2 VSAT登録料の額	12
第4表 品目変更手数料	13
1 適用	13
2 品目変更手数料の額	13
第5表 VSAT登録解除手数料	14
1 適用	14
2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額	14
3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額	14
第6表 解除料	15
1 適用	15
2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額	15
3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額	15
第7表 作業料	16
1 適用	16
2 作業料の額	16
第8表 違約金	17

1	適用	17
2	違約金の額	17
附 則	-----	18

通 則

1 料金の適用

当社は、ExBirdサービスに係る料金を、このExBirdサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、利用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、利用契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を利用契約者に周知するものとします。

3 料金の計算方法

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

4 消費税相当額の加算

- (1) ExBirdサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、次の規定により支払いを要するものとされている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
 - ア 約款第40条(月額サービス利用料の支払義務)
 - イ 約款第41条(終日障害受付サービス利用料の支払義務)
 - ウ 約款第42条(VSAT登録料の支払義務)
 - エ 約款第43条(品目変更手数料の支払義務)
 - オ 約款第44条(VSAT登録解除手数料の支払義務)
 - カ 約款第46条(作業料の支払義務)
 - キ 約款第53条(違約金)

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その月額サービス利用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき月額サービス利用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日サービス利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の初日以外の日料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
 - ウ 約款第49条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 利用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 月額サービス利用料	サービス利用開始日が属する月から毎月、当月分を翌月末
2 終日障害受付サービス利用料	終日障害受付サービスの利用を開始した月から毎月、当月分を翌月末
3 VSAT登録料	サービス利用開始日が属する月の翌月末または変更日が属する月の翌月末
4 品目変更手数料	変更日が属する月の翌月末
5 VSAT登録解除手数料	変更日が属する月の翌月末
6 解除料	VSAT地球局設備の数を減少した日が属する月の翌月末
7 作業料	実施日が属する月の翌月末
8	
9	

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 利用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、利用契約者に負担していただきます。
- (6) 当社は、当社が必要と認めた場合は、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

第1表 月額サービス利用料

1 適用

当社はExBirdサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別及び品目を定めます。

利用契約に係る月額サービス利用料の適用							
(1) データプラン	当社は、データプランの品目を次のとおり定めます。						
	<table><tr><th>品目</th><th>内容</th></tr><tr><td>D・エントリー</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上、最大128キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。</td></tr><tr><td>D・スタンダード</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上、最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。</td></tr></table>	品目	内容	D・エントリー	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上、最大128キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。	D・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上、最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。
	品目	内容					
	D・エントリー	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上、最大128キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。					
D・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上、最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。						
当社は、データプランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。							
(2) 音声プラン	当社は、音声プランの品目を次のとおり定めます。						
	<table><tr><th>品目</th><th>内容</th></tr><tr><td>1音声識別ID</td><td>通常、概ね20キロビット／秒のデジタル符号を伝送することが可能なもの。</td></tr></table>	品目	内容	1音声識別ID	通常、概ね20キロビット／秒のデジタル符号を伝送することが可能なもの。		
	品目	内容					
1音声識別ID	通常、概ね20キロビット／秒のデジタル符号を伝送することが可能なもの。						
当社は、音声プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。							
(3) インターネット接続プラン	当社は、インターネット接続プランの品目を次のとおり定めます。						
	<table><tr><th>品目</th><th>内容</th></tr><tr><td>I・スタンダード</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。</td></tr><tr><td>I・プレミア</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大8メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大1.2メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの。</td></tr></table>	品目	内容	I・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。	I・プレミア	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大8メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大1.2メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの。
	品目	内容					
	I・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。					
I・プレミア	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大8メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大1.2メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの。						
当社は、インターネット接続プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。							

(4) ゲートウェイ 接続プラン	当社は、ゲートウェイ接続プランの品目を次のとおり定めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G・スタンダード</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。</td></tr> <tr> <td>G・スタンダードプラス</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。</td></tr> <tr> <td>G・プレミアプラス</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大8メガビット／秒まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大1.2メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの。</td></tr> <tr> <td colspan="2">当社は、ゲートウェイ接続プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。</td></tr> </tbody> </table>	品目	内容	G・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。	G・スタンダードプラス	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。	G・プレミアプラス	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大8メガビット／秒まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大1.2メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの。	当社は、ゲートウェイ接続プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。	
品目	内容										
G・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。										
G・スタンダードプラス	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大4メガビット／秒まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大400キロビット／秒までの符号伝送が可能なもの。										
G・プレミアプラス	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大8メガビット／秒まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒以上最大1.2メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの。										
当社は、ゲートウェイ接続プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。											
(5) BCPプラン	当社は、BCPプランの品目を次のとおり定めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B・エントリー</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大1メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大128キロビット／秒までの符号伝送および、通常概ね20キロビット／秒のデジタル符号化された音声を送送することが可能なもの。</td></tr> <tr> <td>B・スタンダード</td><td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大2メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大256キロビット／秒までの符号伝送および、通常概ね20キロビット／秒のデジタル符号化された音声を送送することが可能なもので、インターネット接続が利用可能なもの。</td></tr> <tr> <td colspan="2">当社は、BCPプランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。</td></tr> </tbody> </table>	品目	内容	B・エントリー	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大1メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大128キロビット／秒までの符号伝送および、通常概ね20キロビット／秒のデジタル符号化された音声を送送することが可能なもの。	B・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大2メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大256キロビット／秒までの符号伝送および、通常概ね20キロビット／秒のデジタル符号化された音声を送送することが可能なもので、インターネット接続が利用可能なもの。	当社は、BCPプランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。			
品目	内容										
B・エントリー	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大1メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大128キロビット／秒までの符号伝送および、通常概ね20キロビット／秒のデジタル符号化された音声を送送することが可能なもの。										
B・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大2メガビット／秒まで、他の伝送方向については最大256キロビット／秒までの符号伝送および、通常概ね20キロビット／秒のデジタル符号化された音声を送送することが可能なもので、インターネット接続が利用可能なもの。										
当社は、BCPプランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。											

(6) カスタムオーダープラン	当社は、カスタムオーダープランの品目を次のとおり定めます。		
	品目	内容	
シングルホップデータ利用	64キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね64キロビット／秒の割当を行うもの。	
	128キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね128キロビット／秒の割当を行うもの。	
	256キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね256キロビット／秒の割当を行うもの。	
	384キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね384キロビット／秒の割当を行うもの。	
	512キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね512キロビット／秒の割当を行うもの。	
	768キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね768キロビット／秒の割当を行うもの。	
	1024キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね1024キロビット／秒の割当を行うもの。	
	1536キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね1536キロビット／秒の割当を行うもの。	
	2048キロビット／秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね2048キロビット／秒の割当を行うもの。	
ダブルホップデータ利用	64キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね64キロビット／秒の割当を行うもの。	
	128キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね128キロビット／秒の割当を行うもの。	
	256キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね256キロビット／秒の割当を行うもの。	
	384キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね384キロビット／秒の割当を行うもの。	
	512キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね512キロビット／秒の割当を行うもの。	
	768キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね768キロビット／秒の割当を行うもの。	
	1024キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね1024キロビット／秒の割当を行うもの。	
	1536キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね1536キロビット／秒の割当を行うもの。	
	2048キロビット／秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね2048キロビット／秒の割当を行うもの。	

(7) データ通信 プラン	当社は、データ通信プランの品目を次のとおり定めます。
品目	内容
データ200k	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上、最大200キロビット／秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。
データ 1M/ 4M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大4メガビット／秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大1メガビット／秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。
データ 2M/ 8M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大8メガビット／秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大2メガビット／秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。
データ 3M/ 10M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大10メガビット／秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大3メガビット／秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。
当社は、データ通信プランに係る電気通信回線の最大速度について保証しません。	
(8) インターネ ットプラン	当社は、インターネットプランの品目を次のとおり定めます。
品目	内容
インターネッ ト 1M/ 4M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット／秒(最大速度)まで、他の伝送方向については最大1メガビット／秒まで(最大速度)の符号伝送が可能なもの。
インターネッ ト 2M/ 8M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大8メガビット／秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大2メガビット／秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。
インターネッ ト 3M/ 10M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大10メガビット／秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット／秒(最低速度)以上最大3メガビット／秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。
当社は、インターネットプランに係る電気通信回線の最大速度について保証しません。	

(9) 専用プラン

当社は、専用プランの品目を次のとおり定めます。

品目	内容
専用128k	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向の伝送速度が概ね64キロビット／秒、他の伝送方向の伝送速度が概ね64キロビット／秒の割当を行うもの。

2 データプラン及びデータ通信プラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
データプラン	D・エントリー	一のVSAT地球局設備毎	55,000
	D・スタンダード		95,000

月額（単位：円）

種別	品 目	単 位	月 額サービス利用料
データ通信プラン	データ200k	一のVSAT地球局設備毎	55,000
	データ1M/ 4M		90,000
	データ2M/ 8M		110,000
	データ3M/ 10M		130,000
1 最低速度を変更(増速)する場合には、一のVSAT地球局設備毎に、以下の料金が追加となります。 最低速度変更料 ・VSAT地球局設備への伝送方向又は他の伝送方向への伝送に係る最低速度の変更(増速)10kbpsあたり月額10,000円			
2 当社のHUB設備と他社の電気通信回線を接続する等の目的で当社ハウジングサービスを利用する場合は、以下の料金が必要となります。 ハウジングサービス利用料 ・最初の1ユニット: 月額9,000円、2ユニット目以降1ユニットあたり: 月額6,000円			

3 音声プラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
音声プラン	1音声識別ID	一のVSAT地球局設備毎	60,000
一のVSAT地球局設備に音声識別IDを追加して付与する場合には、以下の料金が追加となります。 音声識別ID追加利用料 －1音声識別IDあたり・・・追加するVSAT地球局設備あたり月額50,000円			

4 インターネット接続プラン及びインターネットプラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
インターネット接続サービス	I・スタンダード	一のVSAT地球局設備毎	75,000
	I・プレミアム		120,000

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
インターネットプラン	インターネット 1M/ 4M	一のVSAT地球局設備毎	75,000
	インターネット 2M/ 8M		120,000
	インターネット 3M/ 10M		140,000
1 最低速度を変更(増速)する場合には、一のVSAT地球局設備毎に、以下の料金が追加となります。 最低速度変更料 ・VSAT地球局設備への伝送方向又は他の伝送方向への伝送に係る最低速度の変更(増速) 10kbps あたり月額10,000円			
2 音声識別IDを付与する場合には、以下の料金が追加となります。 音声識別ID追加利用料 ・追加する音声識別ID毎に月額10,000円			

5 ゲートウェイ接続プラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
ゲートウェイ接続サービス	G・スタンダード	一のVSAT地球局設備毎	75,000
	G・スタンダードプラス		100,000
	G・プレミアムプラス		120,000
2以上のVSAT地球局設備でダブルホップ接続を行う場合には、以下の料金が追加となります。			
ダブルホップ接続利用料			
-品目がG・スタンダードの場合・・・一のVSAT地球局設備毎に月額15,000円			
-品目がG・スタンダードプラスの場合・・・一のVSAT地球局設備毎に月額15,000円			
-品目がG・プレミアムプラスの場合・・・一のVSAT地球局設備毎に月額40,000円			

6 BCPプラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
BCPサービス	B・エントリー	一のVSAT地球局設備毎	60,000
	B・スタンダード		90,000
電話機能オプションを利用する場合には、以下の料金が追加となります。			
多拠点電話会議室オプション			
-1会議室毎に月額50,000円			
YSCC抜け外線接続オプション			
-1回線収容毎に月額50,000円			

SPW抜け外線接続オプション
-1回線収容毎に月額70,000円
音声識別ID追加利用料
-1音声識別IDあたり・・・追加するVSAT地球局設備あたり月額50,000円

7 カスタムオーダープラン及び専用プラン月額サービス利用料の額

カスタムオーダープラン及び専用プランは、あらかじめ指定した伝送速度に応じて適用します。

月額（単位：円）

種別	品 目		単 位	月額サービス利用料
カスタムオーダー プラン	シングルホップ データ利用	64キロビット／秒	一の利用契約毎	190,000
		128キロビット／秒		360,000
		256キロビット／秒		700,000
		384キロビット／秒		1,000,000
		512キロビット／秒		1,300,000
		768キロビット／秒		1,900,000
		1024キロビット／秒		2,500,000
		1536キロビット／秒		3,600,000
		2048キロビット／秒		4,800,000
	ダブルホップ データ利用	64キロビット／秒	一の利用契約毎	260,000
		128キロビット／秒		480,000
		256キロビット／秒		940,000
		384キロビット／秒		1,350,000
		512キロビット／秒		1,800,000
		768キロビット／秒		2,600,000
		1024キロビット／秒		3,500,000
		1536キロビット／秒		5,100,000
		2048キロビット／秒		6,700,000
1 VSAT地球局設備の数に応じて、以下の料金が追加となります。 VSAT基本料 一のVSAT地球局設備毎に月額15,000円				
2 当社のHUB設備と他社の電気通信回線を接続する場合は、以下の料金が必要となります。 ゲートウェイ接続料 当社と接続する一の電気通信回線毎に月額15,000円				
3 一のVSAT地球局設備に音声識別IDを付与する場合には、以下の料金が追加となります。 音声識別ID追加利用料 -1音声識別IDあたり・・・追加するVSAT地球局設備あたり月額50,000円				

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
専用プラン	専用128k	一の利用契約毎	260,000
1 VSAT地球局設備の数に応じて、以下の料金が追加となります。 VSAT基本料 ・一のVSAT地球局設備毎に月額15,000円 2 当社のHUB設備と他社の電気通信回線を接続する等の目的で当社ハウジングサービスを利用する場合は、以下の料金が必要となります。 ハウジングサービス利用料 ・最初の1ユニット：月額9,000円、2ユニット目以降1ユニットあたり：月額6,000円 3 音声識別IDを付与する場合には、以下の料金が追加となります。 音声識別ID追加利用料 ・追加する音声識別ID毎に月額10,000円 4 伝送速度を変更（増速）する場合には、以下の料金が追加となります。 伝送速度変更料 ・伝送速度の変更（増速）16kbpsあたり月額27,500円			

8 EMIS接続利用時の利用料の額

EMIS接続される場合の料金及び条件は、別に定めるとおりとします。

第2表 終日障害受付サービス利用料

1 適用

終日障害受付サービス利用料の適用については、約款第41条(終日障害受付サービス利用料の支払義務)に定めるところによります。

2 終日障害受付サービス利用料の額

月額(単位:円)

区分	単位	料金額
終日障害受付サービス利用料	一のVSAT地球局設備毎	5,000

第3表 VSAT登録料

1 適用

VSAT登録料の適用については、約款第42条(VSAT登録料の支払義務)に定めるところによります。

2 VSAT登録料の額

(単位:円)

区分	種別	単位	料金額
VSAT登録料	データプラン 音声プラン インターネット接続プラン BCPプラン カスタムオーダープラン データ通信プラン インターネットプラン 専用プラン	一のVSAT地球局設備毎	50,000
	ゲートウェイ接続プラン	一のVSAT地球局設備毎	100,000

第4表 品目変更手数料

1 適用

品目変更手数料の適用については、約款第43条(品目変更手数料の支払義務)に定めるところによります。

2 品目変更手数料の額

(単位:円)

区分	種別	単位	料金額
品目変更手数料	データプラン 音声プラン インターネット接続プラン ゲートウェイ接続プラン BCPプラン カスタムオーダープラン データ通信プラン インターネットプラン 専用プラン	変更となる一のVSAT地球局 設備毎	50,000

第5表 VSAT登録解除手数料

1 適用

VSAT登録解除手数料の適用については約款第44条(VSAT登録解除手数料の支払義務)に定めるところによります。

2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
VSAT地球局設備ごとに、VSAT地球局設備利用開始日から、VSAT地球局設備利用開始日後12ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
契約解除日の翌日からVSAT地球局設備の最低利用期間満了日まで継続して当該利用契約に係るExBirdサービスを利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

第6表 解除料

1 適用

解除料の適用については約款第45条(解除料の支払義務)に定めるところによります。

2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
サービス利用開始日から、サービス利用開始日後12ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
契約解除日の翌日から最低利用期間満了日まで継続して当該利用契約に係るExBirdサービスを利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

第7表 作業料

1 適用

作業料の適用については、約款第46条（作業料の支払義務）に定めによるほか、次のとおりとします。

作 業 料
システム構築等の作業に適用し、その内容に応じて必要となる設計費、調達費、保守・運用費、及び間接費を合計した額とします。

2 作業料の額

項 目	区 分	作業料の額
1 設計費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績
2 調達費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績(部品材料費を含みます)
3 保守・運用費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績
4 間接費	—	当該設計に係る設計費、調達費、据え付け又は撤去費、保守・運用費以外に要する経費

第8表 違約金

1 適用

違約金の適用については、約款第53条(違約金)に定めるところによります。

2 違約金の額

単位	違約金の額
1分あたり(60秒未満切り上げ)	支払うべき月額サービス利用料の2倍相当額

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成22年4月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成25年2月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成25年8月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成30年5月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和元年10月15日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和2年3月31日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和3年8月5日より実施します。

資料名 ExBirdサービス料金表

資料番号 SAD-X3-21-001

平成 22年	4月	1日	第1版
平成 25年	2月	1日	第2版
平成 25年	8月	1日	第3版
平成 30年	5月	1日	第4版
令和 元年	10月	15日	第5版
令和 2年	3月	31日	第6版
令和 3年	8月	5日	第7版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
(宇宙事業部門代表)
